

高 崎 自 治 会 会 則

- 第 1 条 この会は、高崎自治会と称し事務局を会長宅に置く。
- 第 2 条 この会は、地域住民の親睦を図るとともに、自治振興の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 この会は、前条の目的達成のための事業を行う。
- (1) 会員相互の親睦に関する事。
 - (2) 文化・教養・体育に関する事。
 - (3) 防犯・防災に関する事。
 - (4) 環境・保健衛生に関する事。
 - (5) 青少年の育成に関する事。
 - (6) 諸団体との連絡協調に関する事。
- 第 4 条 この会は、高崎行政区に居住するものをもって組織する。

第 5 条 この会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
文 化 教 養 部 長	1 名
文 化 教 養 副 部 長	1 名
体 育 部 長	1 名
体 育 部 副 部 長	1 名
ふ れ あ い 部 長	1 名
ふ れ あ い 副 部 長	1 名
地 域 環 境 部 長	1 名
地 域 環 境 副 部 長	1 名
監 事	2 名
会 計	1 名
事 務 局 長	1 名
事 務 局 員	若 干 名

第 6 条 役員任期は2年とし、再選を妨げない。補欠の場合は前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期満了後も後任者が決定するまではその職務を行う。

第 7 条 会長、副会長、部長、副部長、監事は、総会において承認する。

2 班長は、各班において選任する。

3 会計、事務局長及び事務局員は、会長が委嘱する。

第 8 条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 会長は、高崎区長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。

4 文化教養部長は、社会教育振興員となり、社会教育活動又は会員の資質の向上に当たる。
副部長は部長を補佐し、部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 体育部長は、スポーツ振興員となり、スポーツ活動に当たる。

副部長は部長を補佐し、部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

6 ふれあい部長は、地域内の交流を促進し、区民相互の親睦を図る。

副部長は部長を補佐し、部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

7 地域環境部長は、地域の環境改善活動に当たる。

副部長は部長を補佐し、部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

8 監事は、会計の監査をする。

9 会計は、会計事務に従事する。

10 事務局長及び事務局員は、自治会主催事業等の企画運営及び庶務業務に当たる。

11 班長は、班の代表としてこの会の運営に参加し、班内の連絡調整に当たる。

第 9 条 会長は、総会に諮って顧問、相談役を委嘱することができる。

2 顧問は、重要な会務について会長の諮問に答える。

第 10 条 この会の会議は、総会、役員会、班長会とする。

2 総会は年 1 回、役員会は会長が必要に応じ招集する。

3 班長会は、毎月 1 回とする。

第 11 条 総会で討議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 会則の制定、廃棄

(2) 収支予算及び事業計画

(3) 収支決算及び事業報告

(4) その他重要と認められる事項

第 12 条 総会は、役員及び役員会で定める各班ごとの定数に基づき選出された代議員をもって構成し、出席者の過半数をもって決定する。

2 総会の議長は会長又は出席者より会長が指名する。

第 13 条 会務の円滑なる運営を図るため、地域に分け、班を置く。

2 班長の任期は 1 年とし、再選を妨げない。補欠の場合は前任者の残任期間とする。

3 班の区画は別に定める。

第 14 条 この会の経費は、会費、助成金、寄付金、その他の収入をもって当てる。

2 会費の額は、1 ヶ月 350 円とする。

第 15 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 16 条 この会に定めのない事項で、運営に必要な事項は、役員会に諮り会長が定める。

付 則

この会則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。